

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号の四を次のように改める。

一の四 特例条例第二条の表の第四号の四(7)に規定する興行場法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務である別に規則で定めるもの	(1) 興行場法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十号以下）の号において「規則」という。に基づく事務のうち、次に掲げるもの 規則第二条の規定によるしゅん工届書の受付 規則第六条第一項の規定による申請書若しくは届出書の記載事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付
--	---

第二条の表の第三号中「第十八号³⁴」を「第十八号³⁶」に、「及び³⁷」を「及び³⁸」に改め、同表の第三号の二中「第二十号の二³⁹」を「第二十号の二⁴⁰」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

路線名	市町名
三原竹原線、吉名停車場線、大乗停車場線、竹原港線、上三永竹原線、造賀田万里線、南方竹原線、竹原吉名線	竹原市
三次大和線、本郷大和線（国道一号から広島空港線までの区間に限る。）、本郷久井線、尾道三原線、大和福富線、三原竹原線、大和久井線、三原本郷線、御調久井線、三和大和線、本郷停車場線、安芸幸崎停車場線、須波停車場線、糸崎港線、下徳良本郷線、大草三原線、上徳良久井線、佐木島線、小泉本郷線、南方竹原線、羽和泉至町線、吉田丸門田線、宇津戸八幡線、津口国兼線	三原市
府中松永線、福山尾道線、尾道二原線、生口島循環線、中庄生生線、御調久井線、尾道新市線、栗原長江線、戸崎下組線、西浦三庄田熊線、中庄重井線、高根島線、林御寺線、吉田丸門田線、立花池田線、向島循環線、篠根高尾線、下川辺尾道線、草深吉市松永線、宇津戸八幡線、向島因島瀬戸田自転車道線	尾道市
府中上下線、新市七曲西城線、府中松永線、府中世羅二和線、府中停車場線、上下停車場線、篠根高尾線、下川辺尾道線、木野山府中線、新山府中線、金丸府中線、金丸市場線、別迫上下線、小島荒谷線、木頃井永線、矢多田阿字線、宇賀矢野線	府中市
大竹湯来線、大竹美和線（弥栄大橋を除く。）、乙瀬小方線（乙瀬橋を除く。）、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線	大竹市

									東広島市
安芸津下三永線、東広島白木線、大和福富線、馬木八本松線、東広島向原線、志和インター線（志和インター、エンドジ志和方面出口から国道二号までの区間を除く。）、三和大和線、小河原志和線、西高房停車場線、西条停車場線、風早停車場線、安芸津停車場線、飯田吉行線、上三永竹原線、下三永吉川線、吉川西条線、岡郷東市之堂線、小多田安浦線、津江八本松線、津江郷原線、吉川大多田線、下竹仁久芳線、吉原清武線、別府河内線、河戸農業線、小田白市線、造賀八本松線、造賀田万里線、高屋河戸線、内海二津線、河内停車場線	岩国佐伯線、大竹湯来線、厳島公園線、佐伯錦線、厳島港嚴島神社線、廿日市停車場線、廿日市港線、栗谷大野線、長野葛原線、川角佐伯線、本多田佐伯線、虫道廿日市線、助藤津田線、吉和戸河内線、栗谷河津谷線、白砂玖島線、所山潮原線	甲田作木線、吉田邑南線、世羅甲田線、千代田八千代線、東広島向原線、邑南高宮線、三次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、勝田吉田線、浅塚横田線、金屋王生線、北船木線、中北川根線、船上木上、福田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線、高田沖美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、轢部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線	甲田作木線、吉田邑南線、世羅甲田線、千代田八千代線、東広島向原線、邑南高宮線、三次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、勝田吉田線、浅塚横田線、金屋王生線、北船木線、中北川根線、船上木上、福田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線、高田沖美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、轢部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線	廿日市市					
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市
甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市	甘日市市
市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名
三原市	三原市	三原市	三原市	三原市	三原市	三原市	三原市	三原市	三原市
尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市
市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名
御調久井線、下川辺尾道線	本郷久井線、東広島本郷忠海線、御調久井線、三和大和線、糸崎港線	大草三原線	御調久井線、別追上下線、矢多田阿字線、宇賀矢野線	金丸市場線	本郷久井線、東広島本郷忠海線、御調久井線、三和大和線、糸崎港線	大草三原線	御調久井線、別追上下線、矢多田阿字線、宇賀矢野線	金丸市場線	本郷久井線、東広島本郷忠海線、御調久井線、三和大和線、糸崎港線
市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名	市町名
坂町	熊野町	海田町	府中町	江田島市	坂町	熊野町	海田町	府中町	江田島市
北広島町					北広島町				
大崎上島町					大崎上島町				
大崎上島循環線、大西大西港線、大田木ノ江線					大崎上島循環線、大西大西港線、大田木ノ江線				
三次大和線、甲山甲奴上市線、府中世羅三和線、別追上下線、小倉宇津戸線、東上原中原線、宇津戸八幡線、徳市津口線、中安田田打線、津口国兼線、宇賀安田線					三次大和線、甲山甲奴上市線、府中世羅三和線、別追上下線、小倉宇津戸線、東上原中原線、宇津戸八幡線、徳市津口線、中安田田打線、津口国兼線、宇賀安田線				

第四条第二項の表を次のように改める。

東広島向原線、岡郷東市之掌線、津江八本松線、河戸豊栄線	千代田八千代線、邑南高富線、三次江津線、中北川根線、船木上福田線	志和口向原線	東広島市
大君深江線、深江柿浦線	広島豊平線、千代田八千代線、芸北大朝線、都川中野線、波佐呉北線	八幡雲舞線	安芸高田市
東上原中原線、宇津戸八幡線、徳市津口線	木割谷小吹線、牧油木線、三和油木線	江田島市	北広島町
木割谷小吹線、牧油木線、三和油木線	木割谷小吹線、牧油木線、三和油木線	世羅町	神石高原町

第六条第一項の表を次のように改める。

河 川 名	市町名
単独水系本川	
和久原川水系和久原川、和久原川水系干川、单独水系西野川	竹原市
大正川水系大正川、大正川水系大川、单独水系栗原川、单独水系大田川、	三原市
单独水系熱田川、单独水系沖田川、单独水系重井川、单独水系倉崎川、	尾道市
单独水系大河原川	
木谷郷川水系木谷郷川、木谷郷川水系三畠川、单独水系蛇道川、单独水系三津大川	東広島市
単独水系永慶寺川、单独水系御手洗川、单独水系河愛川	廿日市市
永田川水系永田川、永田川水系才越川、永田川水系田之上川、单独水系小鹿野川、单独水系田中川	江田島市
单独水系總頭川	坂町
単独水系原田川、单独水系原下川、单独水系小原川	大崎上島町

第六条第二項の表を次のように改める。

河 川 名	市町名
和久原川水系和久原川、和久原川水系干川、单独水系西野川	三原市
大正川水系大正川、大正川水系大川、单独水系栗原川、单独水系大田川、	
单独水系熱田川、单独水系沖田川、单独水系重井川、单独水系倉崎川、	
单独水系大河原川	
木谷郷川水系木谷郷川、木谷郷川水系三畠川、单独水系蛇道川、单独水系三津大川	東広島市
単独水系永慶寺川、单独水系御手洗川、单独水系河愛川	廿日市市
木谷郷川水系木谷郷川、木谷郷川水系三畠川、单独水系蛇道川、单独水系小原川	江田島市
単独水系原田川、单独水系原下川、单独水系小原川	坂町
大崎上島町	
大崎上島町	甘日市市
東広島市	
尾道市	
尾道市	
大崎上島町	
甘日市市	
東広島市	
尾道市	
大崎上島町	

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表の改正規定は、平成二十年六月一日から施行する。